

○七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会設置規程

令和5年4月7日

教委訓令第6号

（設置）

第1条 社会教育施設（体育館、図書館）の整備に関し、必要な事項を調査検討するため、七飯町社会教育施設（体育館、図書館）整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

社会教育施設（体育館、図書館）の基本構想・基本計画に関することの内、次に掲げる事項

- （1）基本方針・理念
- （2）機能・規模
- （3）建設候補地
- （4）その他整備に必要な事項
- （5）施設管理

（組織）

第3条 委員会の委員は、15名以内で組織し、学識経験を有する者、その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

2 委員長には、七飯町副町長を充てる。

3 委員会には、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（任期）

第5条 委員任期は、社会教育施設（体育館、図書館）の基本構想・基本計画の策定までの期間とする。

（報償費）

第6条 委員の報償費は、予算の範囲内で支給する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は教育総務課に置く。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。